

新規参入者の参入年度及び参入の次年度における排出係数の算出について

1. 基本的考え方

希望する新規参入者は、以下の方法により参入年度及び参入年度の次年度に限って年度ごとの排出係数に相当する係数を算出の上、根拠資料とともに国に提出し、国は、当該係数及び根拠資料の内容を確認する。また、新規参入者が希望する場合は、ウェブサイトにて公表することとする。

2. 算出方法、公表時期等

新規参入者については、参入年度及び参入年度の次年度について、以下の方法により年度ごとの排出係数に相当する係数の算出等を行う。

① 特定排出者が新規参入者の参入年度（X年度）の排出量報告を行う場合

- 参入者（甲）は排出量算定対象年度（X年度）の半ばに参入（特定排出者（乙）への小売供給を開始）したことから、参入時から参入年度末までに甲が乙に小売供給した熱について排出係数を算出し、排出量算定対象年度の翌年度の当初（X+1年6月半ば頃を想定）までに国に提出する。なお、甲は係数算出対象期間（参入時から参入年度末まで）に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量等を基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることができる。また、X年度の参入時からX+1年5月31日までの間に排出量調整無効化がなされた国内及び海外認証排出削減量については、係数算出対象期間内に排出量調整無効化されたものとみなし、基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることができるものとする。ただし、参入年度の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いた国内及び海外認証排出削減量については、翌年度以降の基礎排出係数及び調整後排出係数の算出に用いることはできない。
- 国は、当該係数を、X+1年6月中に乙がX年度の排出量報告に使用することができる甲の排出係数として公表する。
- 乙は、国の公表以降に国が公表した甲の排出係数を用いて排出量を報告することも可能であるとともに、公表前に実測等に基づく係数又は省令の排出係数を用いて排出量を報告することが可能である。

② 特定排出者が新規参入事業者の参入年度の次年度（X+1年度）の排出量報告を行う場合

- 甲はX年度の途中から参入したため、X年度全体（X年4月からX+1年3月まで）の排出係数を算出することができない。このため、甲が参入した月

